

特定非営利活動法人  
ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくる

定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この会は、特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくる という。

### (事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を神奈川県大和市内に置く。

## 第2章 目的および事業

### (目 的)

第3条 この会は、障害者、高齢者、病弱者などの移動制約者の外出を支援することに関する事業を行い、相互扶助の精神で市民参加の福祉のまちづくりを推進し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、保健、医療または福祉の増進を図る特定非営利活動を行う。

### (事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 外出介助等のサービス事業
- (2) 地域に向けて研修、啓発をはかる事業
- (3) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### (種 別)

第6条 この会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 大和市およびその近隣地域に居住し、この会の目的に賛同し、その活動および事業に参加する個人
- (2) 利用会員 この会の目的に賛同し、サービスの提供を受ける者として入会した個人

### (入 会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 利用会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し、所定の手続を行う。

### (入会金および会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死去したとき
- (3) 除名されたとき

### (退 会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款などに違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為をしたとき

### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員および職員

### (種別および定数)

第13条 この会に次の役員を置く。

- (4) 理事 5人以上8人以内
- (5) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、一人を理事長、一人を副理事長とする。

### (選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 監事は、理事またはこの会の職員を兼ねることができない。

### (職 務)

第15条 理事長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この会の財産の状況を監査すること
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

#### (任期等)

第 16 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残余期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

#### (報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第 20 条 この会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総 会

#### (種別)

第 21 条 この会の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

### (構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

### (機能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および予算に関する事項
- (5) 事業報告および決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金および会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この会の運営に関する重要事項

### (開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度の終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

### (招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知する。

### (議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

### (議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可

否同数のときは議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前 2 条第 2 項、次条第 1 項及び第 50 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数および出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過概要および議決結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印する。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をしたものの氏名または名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名

## 第6章 理事会

#### (構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開 催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

#### (招 集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を期した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までには通知しなければならない。

#### (議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる

#### (定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席で成立する。

#### (議 決)

第 37 条 理事会における議事事項は第 34 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条および次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、

その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印する。

## 第 7 章 資産および会計

### (資産の構成)

第 40 条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第 41 条 この会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする

### (資産の管理)

第 42 条 この会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第 43 条 この会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収益および費用は、予算に基づいて行う。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳する。
- (3) 活動計算書、貸借対照表、および財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績および財産状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (4) 採用する会計処理の基準および手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しない。

2 その他会計に関する必要事項は別に定める。

### (会計の区分)

第 44 条 この会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

### (事業計画および予算)

第 45 条 この会の事業計画およびこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。



### (暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (事業報告および決算)

第 47 条 この会の事業報告および決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第 48 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### (長期借入金)

第 49 条 この会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって返還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

### (定款の変更)

第 50 条 この会は、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決により定款を変更することができる。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解 散)

第 51 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立承認の取消し

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第52条 この会が解散(合併または破産手続の開始の決定による解散を除く。)したときに残余する財産は、特定非営利活動法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

#### (合併)

第53条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第54条 この会の解散事由に係る公告は、この会の発行する会報に掲載するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑 則

#### (細 則)

第55条 この定款の執行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

#### 附則

1 この定款は、この会の成立の日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 菅野 待子

副理事長 河崎 民子

理 事 菊池 和久

理 事 植村美智子

理 事 沖野 幹子

理 事 奥平ます美

理 事 山下 康子

監 事 武志富美枝

監 事 伊藤 康子

- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2000 年 2 月末日までとする。
- 4 この会の設立当初の事業計画および収支予算は第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この会の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から 1999 年 12 月 31 日までとする。

附則

この定款は、2001 年 12 月 4 日から施行する。

附則

この定款は、2005 年 4 月 6 日から施行する。

附則

1. この定款は、2007 年 8 月 6 日から施行する。
2. この定款の変更当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、2007 年 1 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までとし、翌事業年度は、2008 年 4 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日までとする。
3. この定款の変更当初の役員の任期は第 15 条の規定にかかわらず、2008 年 5 月 31 日までとする。

附則

この定款は、2012 年 11 月 3 日から施行する。

附則

この定款は、2014 年 10 月 7 日から施行する

附則

この定款は、2017 年 5 月 21 日から施行する